

第5回宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会会議録

- 1 日 時 平成16年11月30日(火)午後2時00分から午後4時9分まで
- 2 場 所 宇都宮市役所14階D会議室
- 3 出席者 上野節子委員, 大根田倭之委員, 大堀導子委員, 加藤眞早代委員, 香取保男委員, 笹野美江子委員, 佐藤六夫委員, 杉原弘修委員, 田崎真光委員, 寺崎保史委員, 中村明美委員, 原沢志壽於委員, 平野浩之委員, 松本カネ子委員
(欠席委員 鎌倉三郎委員, 杉田明子委員, 辻 博明委員)
事務局 岡地自治振興課長, 齋藤自治振興課長補佐, 大嶋自治振興課地域安全係長, 坂本総括主査, 古滝主任
- 4 議 題 (1) 第4回懇談会会議録について
(2) 「宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会」提言(案)について
(3) その他

1 開会(午後2時00分)

- ・ 開会に当たり, 欠席委員について及び傍聴者が1名いることを報告
- ・ 課長が開会に当たって挨拶

2 議事

(1) 第4回懇談会会議録について

会長

それでは, 会議次第に従いまして, 本日も2時間を予定しております。4時を目安にご審議をいただきたいと思っております。注目されておりました県知事選, 市長選も終わりました, 空白の市長も, 今回決まりました。この市長の考え方は, このまちづくりに対して, どのような思いであるかは, まだ, はっきりはいたしません。しかし, そのうち我々の議事, 審議した内容に, お目を通していただき, 場合によっては市長からのご意見があるかもしれません。多少, 市長の考え方には, 今後, どのように影響するのかは, 不透明なところではありますが, 私たちは, それが既に, 市長が変わることは立候補された時点からの, 折り込みですので, 特に懇談会としてどうこうということはありません。従来の審議の流れに沿ってご審議いただければ十分かと思っております。回を重ねまして, これが5回目です。皆さんのお手元にありますように, 資料も次か

ら次へと増えてまいりました。この資料を見ながら頭の中で整理するのが、また、一仕事かと思いますが、今日は皆さん方からこれまで出た意見などが1枚の表になって整理されたのものもあります。発言内容をひとつ思い出しながらご利用いただきたいと思います。それから、もうひとつの表は、提言書の概要版で、これは、当然皆様方のご意見も十分に含まれた内容になっておりますが、しかし、全体の構成がこれでよいのか、具体的に内容はまだ足りないようなものがあるか。或いは、条例の原則として、基本原則に足りないものはないのかなど、基本的な議論も残しているところがございますので、そういうことも踏まえてご議論いただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。まず、1つ目の議題の会議録についてでございますが、会議録についてご意見がございますでしょうか。これは、事前に送ったものについて訂正したものです。改めてこの場で確認してください。

それでは、意見がないということですので、この会議録を承認したいと思います。

2 議事

(2) 「宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会」提言(案)について

- ・ 事務局から資料に基づき「宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会」提言(案)について説明

会長

それでは、皆さんの意見を活発にいただきたいと思います。提言書概要版の中で、それぞれの四角い枠のチャート式の流れに沿って説明していただきましたので、比較的、理解はされたと思います。本市の現状のところ、市民の意識で、89.5パーセントの市民が犯罪に遭うのではないかと不安に感じているというのは、調査報告書の15ページの(4)のグラフとともに集計結果

が出ています。それから、その下の段落で必要な取組として、行政に求めるいくつかの項目がございますが、これが21ページ、5のところに(1)、(2)、(3)としてまとめてありますので、あとで、提言書に添付されている資料と併せてご覧いただきたいと思います。

それから、下の方は、犯罪の増加の要因として分析してありますが、これは、各界の方たちの、大体の共通認識であろうかと思えます。次の段落にいきますが、その前に、私の概要版の表に対する見方を簡単にお話した上で、ご議論をしていただきたいと思えます。これは、私なりの見方です。この提言の概要版の四角い枠は、左側の2つと、それから右側の3つとは、少し基本的な考え方が違うのではないかと、矛盾しているという意味ではありません。違うのではないかと考えております。特に、左から2番目の「安全で安心なまちづくりへの実現に向けて」というところは、「安全」すなわち、セキュリティという意味が当たるであろうと思えます。「安全」とは言っても、いろいろな考え方があるようですが、ここでは、セキュリティではないかと思えます。そのセキュリティという価値観に対しては、これは、市民の持っている「安全・安心」は基本的な権利であるという認識でよろしいのではないかと。私は、そういう認識でいいのではと思っております。その「安全・安心」は、市民が有する基本的な権利であって、それは、なぜ基本的な権利かといえ、市民が自己の自由権を行使する条件の1つであり、「安全・安心」というのは、要するに市民的な自由を確保するための1つの条件であろうと考えております。そういう意味でセキュリティとは、大変重要な基本的な権利であるというように捉えております。そして、その3段目以降の右の方は、今度はそのセキュリティ、市民が求める基本的な権利をどのようにして確保するかという、政策、或いは、義務、安全確保に関する項目だと思えます。そして、この安全の権利と義務との関係という

のは、お互いに結び合っ、権利義務の関係で非常に必然的な関係でありながら、かつ一部は、場合によっては、権利と義務の関係が対立することがありうるというように思っております。そのような意味で、どういう「安全・安心」を基本的な権利として私たちが求めるのかということに対して、それを確保する義務、つまり、行政の施策は、この求めている権利に対応した正しい施策であるかどうかということが、条例づくりに一番求められるところかと思ひます。

まず、権利を超えてしまうような極端な義務とか、極端な規制を加えると、これは、セキュリティではなくなってしまう。せつかくの「安全・安心」が、「安全・安心」では、なくなってしまうという側面を持っています。かといつて、あまり義務の方が、施策の方が中途半端なものと、せつかくセキュリティ「安全・安心」の権利が今度は、保護されない、守られないということになって、条例の効果が薄くなってしまうという一面を持っていますので、その権利と義務の関係のバランスをとるといふのが、非常に難しい。寝ずに考えていたわけではないのですが、夜、一所懸命考えて、昼間寝ながら夜考えて、今のよふなことを考えると、この条例制定は、大変難しいです。しかしながら、皆様方のご意見をずっと拝聴して、考えてみますと、皆様方が求める安全、安心に対する基本的な権利といふのは、ごく当たり前のことであり、それに、行政側として、行政だけではありませんが、市民の義務も、それから事業者の義務も、それから行政の義務もみんな入っているのですが、答えるよふな施策といふのは、大変難しい。場合によっては、お金の掛かることもあるということ

で、先程、最初に言いましたよふに、市長がこれにたくさんお金を出すよふに決定してくだされば比較的ある面では、スムーズにいくのでは。しかし、お金を使わずにといふことになれば、また、金を使わないで、「安全・安心」といふ我々の基本的な権利をどう守っていくかといふと、これはまた、や

り方が、変わってくると思います。いずれにしましても、その「安全で安心のまちづくりの実現に向けて」という枠の中の真ん中に、目標として、「身近な地域での安全、安心の確保」という「確保」と書いてあります。これは、私の考えと、今までの皆さんのご議論を聞いていますと、一部違うのではと思う方もいらっしゃると思いますが、ソフトな形を取ろうというのが、大方ではなかったかと思えます。非常に厳しいですね、規制措置をとってという一部意見はあることはあるのですが、ソフトな形というのが、基本ではなかったかと思っています。まあ、この点は、私の考えです。なお、余談ですが、日曜日の選挙の時に小学校に行きましたら、子ども達が、5、6人、ババッと校庭から出てきましたら、1人残らず「おはようございます。」と、あいさつをしました。これは、ちょっと予想外で、びっくりしました。もちろん私の知っている子ではありませんでしたが、全然知らない小学生もいろいろ、大きい子も小さい子もいましたけれども、小学校の校庭から飛び出した子ども達が1人残らず「おはようございます。」と声を掛けたのは、学校でもやることはやっているんだと思いました。これは1つですね、私、今日の考え方を皆さんに最初にご披露した理由でもあります。以上余計なことですが、あとは、先着順ということでご意見をいただくことになっております。ただ、基本的には今回と次回、2回しか時間がないので、ひとつ凝縮した中身のあるご議論をというように、圧力をかけていますけれども、よろしく願いいたします。では、スタートいたします。どうぞ。

A委員

この提言書の根底は、市民一人ひとりの安全で安心な生活という、「一人ひとり」、資料2の一番右側の実質的施策に関する事項の中で、市民の対象枠と考えると、未成年者、学校に行く子ども、生徒ですね、となっております。

オンリーワンの、一人ひとりそれぞれが生きる権利、そして安全な生活をする権利、基本的な権利を持っているわけですので、できたら実質的施策に関する事項か、その前の「防犯に配慮した都市環境づくり」の中に、障害者の「安全・安心」の視点から「障害者等の支援保護」の項目を入れていただければと思います。「等」には高齢者も入ります。年を重ねますと思うように歩けなくなるということで、障害者等、障害者と割り切るのではなく、障害者等の支援保護と申しますか、そんな視点の施策に関する事項に入れたらいかがなものかと思っております。今日初めて申し上げたわけではなく、過去に何度か私は障害者の立場でアンケートをとりましたし、そのお話をしたこともありますので、そのように考えております。それから基本的に提言書の概要版の中で、ものの見方としては会長さんの考え方と全く同じです。市民一人ひとりのための条例ですので、一人ひとり、赤ちゃん、子ども、未成年、大人、成人して、それから中年、そして熟年となっていく、それを考えた時にやはりどの年齢、年代にも障害を持つ人たちがいるということで、そのように考えております。着実に進めるということはそういうことではないかと思えます。また、実際これを実施する時に、誰もが認識し、意識を改め、安全で安心に取り組むかという、誰もが取り組むかという、具体的な実践行動型で、具体的な活動の推進とこの配慮事項にあります。ぜひこれを、何点かお話してきましたが、重視してほしいと思っております。

会長

私もですね、その2番目の枠の中で取組への考え方の中に、市民が犯罪遭うことなく書いてありますが、そこに市民一人ひとりが入るのがですね、文法上いいのか悪いのかわかりませんが、これが入るとなると一層強調されるような気がします。市民という抽象的な概念より、一人ひとりというのが入るとい

ことが、私もおっしゃるとおりだと思います。それから、市民一人ひとりと言え、当然、障害者の方も健常者もみんな入るのですが、障害者に対する取組がどこかに書かれるかという法的な整備、或いは、それはそれで別の視点との組み合わせがあると思いますが、そういう項目を建てられる余地があるか検討していただきたいと思います。特に基本的な事項の中ではなくて、実施すべき施策に関する事項の中に障害者の問題を入れるということですね。制定する上での配慮事項というのはあとで実務的に事務局に説明していただきたいと思いますが、配慮事項というのはこの条例の中には入らなくても、条例に関連する環境整備ということでリテラシーをいろいろ作るということだと思います。そのやり方の中で一番右の一番下の真ん中に入れるか、これがその上の欄の中できちっと条例の中に取り込むかということですね。

A委員 実践行動型といいましたのは、市民一人ひとりが実践できるということでこれは特に重視したい、重要視したいという意味で申し上げました。

会長 ありがとうございます。あとで議論したいと思います。それでは他には、
B委員。

B委員 資料3ページの一番上、エの「未成年を取り巻く環境の悪化」というところですが、類名に対して文章の内容がどうかなということで、説明の中に健全育成を阻害する環境の浄化といったもの、そういった有害環境面のことも若干入ればよろしいのかなと思います。

C委員 具体的に、表現した方がいいと思う。例えば、「未成年を取り巻く環境の悪

化」ですが、深夜営業店等の増加、市民の深夜外出機会のへの増加がありますし、あと家庭や学校での指導、或いは、教育力の低下、さらに近年の不況に伴っての就業の困難化といえますか、無職者、無就職者の増加、少年の意識の変化等、そういった具体的な文言ももう少しこの中に取り入れたらどうかと思いました。それからやはり関連なのですが、その下の長引く不況による経済情勢の悪化のことにつきましても、もう少し、具体的に入れていった方がいいのではないかと思いましたのは、ただいま言いましたように、失業者というより職のない人が増えている、ということだと思のです。それと経済的破綻者が拡大している。そういったことも入れていく。それから、概要版の一番左枠、犯罪増加の要因の中でいくつか挙げられているのですが、犯罪を起こす側、そういった視点に立つと、一つに一番下を書いてありますとおり、経済力の悪化もありますし、二番目に書いてあります遵法意識ということもありますが、私は遵法意識の前に、社会規範の意識の低下とかモラルとか道徳とかいったものが乱れてきていると思います。その辺の法より前に守るべき、やるべきことが守られてない、その辺も一つの要因としてあるのではないかと考えていて、そのようなことも加えていただければと思います。

D委員

教育の実施の項ですけれど、安全教育などの実施というのはもちろん学校も入ってくるのかとは思いますが、その上にですね、家庭、地域における教育力の充実とありますが、ぜひここにも家庭、地域と入れるのであれば、やはり学校もぜひ入れておいた方がいいと思います。と言いますのは、薬物乱用防止など学校全体としての取組が非常に役に立つのです。効率を上げるという点でどうかと思いました。それから全体的にとてもよくまとめていただいていると思うのですが、最近の社会情勢などを見ながらいつも思うのですが、例えばこれ

は、宇都宮市としての条例ですよ。市民の権利、市民の義務という言葉がたくさん出てくるのですが、例えば短期間で外国の方が滞在しているという事例もたくさんございます。そういうみなさんが地域の中で生活する中でとてもいろんな問題を持っているわけで、そういうみなさんへの義務というのも私はどこかで与えていいかと思うのです。それから子ども達の動きなのですが、小学生はともあれ、中、高生或いは職に就いてない子供さんたちなどは宇都宮市の住人であっても、例えば石橋ですとか上三川ですとか、あるいは黒磯の方で悪さをする事も非常に多いわけですし、また逆に市外の子ども達も宇都宮に来て、インターパークなどもできましたが、悪さをする事も多くなっており、そういう視点と言うのでしょうか、どこかにチェックできる点も入れておく必要があるのではないのかと強く思うのですがいかがなものなのでしょうか。

会長

これについてご意見があればこの場で伺いますが、特になければ後でまとめて私の方で提案いたします。とりあえずみなさんからのご意見あらかた出していただいて、吐き出していただいた上でもう一度と思います。今、3、4人の方、みなさん論客ですので、この辺で出た意見というのはなかなかプラスアルファというのは難しいと思いますけど、でもちょっとニュアンス違うとかいろいろあると思います。はい、C委員どうぞ。

C委員

概要版の「取組への課題」の①の市、市民、事業者の責務とございますが、当然これはこれでいいのですが、警察行政の体制でございます。交番にいつもおまわりさんが居ないとか検挙率が低いという実態があります。市としておこがましいというのかどうかわかりませんが、いずれにしましても、警察とやはり、市、市民、事業者と連携しながら、或いは、一体的な取組を築かなかつた

ならば、防犯、犯罪は防止できないと思います。ですから、警察行政につきましても、この中に、どんな表現かはお任せしますので、ぜひとも組み入れていただきたいと思っております。それから3番目の枠の中で、先程、D委員が言いましたように、学校は入れるべき、私も全くそのとおりでと思います。これは幼少の頃から、やはり教育をしていく、或いは、指導していくべきものでして、是非とも入れていただきたいと思っております。その枠の中で一番下から2番目の「防犯に配慮した都市環境づくり」の、真ん中のところですが、「防犯に留意した施設等の整備」ということで表現してありますが、これだけ見ると行政サイドの施設等を言っているのかととってしまうのですが、私は官民すべての道路も公園も住宅も施設も、すべてが防犯に配慮した整備をしていくということにしていくべきではなかろうかと思っております。前に市長からそういった関係の話を伺いまして、大変参考になったのですが、そういった犯罪が起きにくい都市環境づくりは、是非ともお願いしたい。会長はお金をかけてと言いましたが、そういったことにはある程度お金をかけて、警察官を増やすにもお金はかかりますし、是非とも、犯罪を減らすためにもお願いいたします。

A委員

どうしても、長い間、障害児教育に取り組んできたので、つい障害者のお話を先にいたしました。次に取組への考え方の文書について、一言お話したいと思っております。3行目の「市民、事業者などが一体となって」、非常にわかりやすいのですが、このようにしたらいかがかと思っております。と申しますのは、先日、いただいた資料と、それから県の資料に「連携」という言葉がきわめてたくさん数多く出てきております。それを生かしたく、「事業者などが、より良く連携し一体となって」というように、「連携」をここに入れるとより具体的な行動実践型の方に移りやすくなるのではないかと考えております。基本的な取

組として、まずそこをお話したいと思います。

会長

はい、ありがとうございました。一体だけでは、いい加減というか、抽象的ですね。連携・一体となれば、なお、より良く。より良くとは、いい言葉です。ただ、連携するだけではないですね。よりいい方向にということですね。というように、言葉使いも具体的な提言までいただきました。そういうことを通して、そういう皆さんのご意見を通して、より良く提言を作っていくということですね。どうぞ、他のご意見。

E委員

私は、建築士会ということで、こちらから参加させていただいているものですから、先程、施策の方向性の方で「防犯に配慮した環境づくり」の意見を言ってみたいと思います。マルが3つありまして、もう1つぐらいほしいかなと感じているのですが、学校等における安全確保ということで、これらの法的な整備に置き換えていくと、いろいろな事件が起きていますし、設計に携わるものとしては、具体的な、細かい部分、私なんか緑が丘小学校の近くに住んでいるのですが、関係者以外は入っていけない。そのような表示がしてあります。例のように悲惨な事件が遭ったように、やはり学校ですから、子どもさんに効果があるように。それから、今はほとんど共働きで、日中お父さんお母さんがいらっしやらない。そのような、非常に負担になるかもしれませんが、宇都宮独自の条例を作っていけたらと思いますので、先生或いは、先生だけに頼るだけではなくて、ボランティアにも参加してもらって安全な状態で、指示とかそういうのではなく、見ていてあげるといって、何があるかとかわかるような状況を作ってあげたらどうかと。それにはやはりいろいろ建物の設計とかあるいはプランニング、そういったところを少し市独自のプロセスに取り組んで

いき、パターン化でもいいですし、或いは、これとこれとこれはこのようにやっていただくというように、他のことに関しては学校に一任する、そういったシステムを条例の中に入れ込んだらどうかと。あと、先程、C委員の方からお話でしたが、防犯等に留意した施設等の設備ということですが、前に少しお話したかもしれませんが、やはり宇都宮の45万人の人口になっているので、完全に安全なところもありますし、公園の街灯が切れたままで、非行の温床になるようなところもある。そういったところで、定期的に巡視して、雑草がたくさん生えてれば刈り込むようなシステムを作る。それもやはり入れていくと同時にですね、やはり確実性の強い建物に関しては、夜間照明を消さないでいただきたい。今、住宅街で街灯が立っていますが、確か30m間隔で付けているようですが、やはりもう少ししっかりした管理ですね。切れっぱなしとか。いわゆる人が暗いところ、夜道を歩いても大丈夫。細かいですけども一つ一つ潰していくような配慮が必要です。まあ、施設も大体、8時くらいまでは灯りが点いていますが、そのあと真っ暗になってしまいますし、ところどころの街灯しか点いていない。先程お話したのですが、そんな大きな出費にはならないかなと思うのですが、そういったトータル的な都市の中の建物管理もやはり、県も市も提携をとって、とにかく明るさを夜に関しては維持していただきたい。あとその下に関連するのですが、整備に関する支援等ですが、前回もどなたかからか聞きましたが、住宅の街灯とか門扉灯をどんどんつけている方がいらっしゃる。私も犬がいるものですから、朝早く起きてほしい5時には散歩に入るのですが、10軒ないし20軒に1軒くらいのお宅しか点けていないのは寂しいなと思います。ただ、経済的な問題があって点けてくださいと言うことはできないとは思いますが、そのへんどうなのでしょう。世帯数は多いのですが、街灯と個人の門扉灯の支援をする。難しいかとは思いますが、

でもやはり一軒一軒の方が協力してくれないと、うちだけになってしまうと、ずっと長い間のことです。物騒な社会になってしまいます。ですから4つ目のマルに、一般家庭の協力というのを付け加えていただけたらと思っております。

C委員

提言案の5ページ(1)に意識啓発の実施という項目がありまして、5行目に犯罪の発生情報や防犯対策に関する情報の収集発信を進めるとありますが、このとおりであります。このようになれば地域住民の方たちの関心も非常に高まって防犯意識も高まると思います。これは被害者に対する配慮、プライバシーの問題があって、なかなか警察のでも情報をそのまま流すということが非常に難しい点があると聞いておりますが、そのへんの状況につきまして、お話いただければありがたいと思っております。ついでに申し訳ありませんが、(2)で、「教育の実施」の中で、下から2行目で、「生命の教育さ大切さ」など、云々、先程、申し上げましたように、家庭の次に学校も入れていただきたいということですが、それから、「生命の大切さの教育」、その中に内容を濃くする、被害者の視点を取り入れた教育とか、そのへんを強調して教育していただければ、犯罪を許しがたいというようになると思いますので、被害者の視点を取り入れた教育をしていただけたらと思います。

会長

B委員に対して、警察がどこまで協力できるか、協力できる範囲をはっきりしてほしいことということですね。

B委員

犯罪統計というものがありますが、過去は警察本位の、検挙の面を重視した犯罪統計の取り方だったのです。統計も警察署単位でとっていまし

て、宇都宮市なんか3分割されていまして。今回こちらの懇談会の最初のときに宇都宮市の犯罪発生の資料をつくっていただきましたけれど、あのようにかで犯罪関係の資料を作るというのは非常に画期的なことだと資料を見て思いました。今年の10月から県警察本部のホームページで犯罪情報を地図と組み合わせて出すようにしました。全国的に警視庁や京都でそういったことを先進的にやっていますが、犯罪の危険性の度合いを、地図に色の濃さで示す密度表示で、カーネル密度表示と言いますが、そういったものをまとめて町、丁目単位で出していきたいと思っております。今のところちょっと縮尺がずいぶん大きいのですが、一の沢あたりではどのくらいだとか、埴田ではどのくらい危険性があるとか、具体的にうちの自治会あたりではどのくらい危険性があるのかわかっていただけるように、そのような情報を色の表示で、色分けによって出していきたいと考えている。将来的には個人情報に関係しないような、ひたくりとかは、道路上のどこで発生したか、そういったものはピンポイントで出していきたいと思っております。住宅に泥棒が入られたとか性犯罪であるとか、そういったものは場所が特定されますとプライバシー上問題がありますので、そういったものに関しては色分け表示で出していきたい。宇都宮市で宇都宮市の犯罪状況を資料で作っていただきましたけれども、今後は市町村ごとに、または交番より狭いエリアで犯罪情報をどんどん提供していき、こういうことがあったことを知らなかったから、犯罪被害に遭ったということがないように、情報提供に努めていきたいと思っております。

会長

犯罪マップというのは、その密度表示によって作るのですか。

B委員

それが一般的です。

会長 介護度もそうですが、介護度とか危険度となると、その町からすれば危険度5というのはおかしいじゃないかと、実感できる危険度はないということでもめたりしませんか。

B委員 一部に地価が下がるとか、そういった心配があり、警視庁がやったときには世田谷あたりですとか、足立区あたりで地価が下がるという話もありましたがそれを上回る、先程バランスの話がありましたが、それを上回る利益があれば、受け入れられると、そのように思っております。

会長 いろいろB委員に先程もお話していただきましたが、話しにくいこともあるようです。あと行政がなんであろうと学校が入っていないのは前からここでも議論ありましたように、少し教育委員会に対して遠慮があるのかと。ここではあまり学校に押し付けると教育の充実を図るというのを教育委員会に押し付けるのは、言いにくいのがこの懇談会にあるのではとったりしていますけどそのへんはどうですか。そんなことありませんか。

課長 それは、大丈夫です。

A委員 実践行動型の具体的活動に触れてよろしいでしょうか。いくつかあるのですが、一つ目として安全マップの件は、今、B委員がお話してくださったので、是非と思っております。2つ目ですが、「取り組むべき方策」の四角の2つ目、「家庭、地域における教育力の充実」。これから話すことは、非常に変と思うかもしれませんが、公園などの駐車場の周りに植木が植えてあります。駐車する

時にバックして駐車する車にはできるだけ前進して駐車していただくようお願いしております。理由は発車する時のガスが植物にかかって、同じ命を持つ自然の仲間が傷ついていくわけです。サツキや植木等が枯れたりしている。植物を大切にしたいので、できれば前進して、というようにお話をすることが、子どもに良い影響を与えるのではと考えます。大人にも誰に対しても、「ああ、そういうことか。植物にも気を遣わなければいけないのか。」という思いやりの気持ちが育つのではないかと願っております。それで、私のいた学校、私が開設で携わった学校、それから3年間通った大学にお願ひしたら、実践してくださり、表示も書いていただいたりして、多くの車が前進して駐車して下さっています。そうすると大学生も、ああ、こういうことが大切なのかというように、気付いて下さっているようです。ですから、そのような環境づくりも地域における教育力の充実の一つではないかと、一方策ではないかと思っております。このようなことで、公園緑地課ですか、市にもありますが、そんな視点をもって、駐車場、もちろん街灯、それからトイレの街灯はもちろんですが、そのような、植木に思いやる気持ちを育てることが、ゆくゆくは家庭、地域における教育力の充実につながっていくのではないかなと、思いやる気持ちを育てる一つの方策としてということで、実践行動型の具体的な活動と言うのは、そういうところで結びついていくのかなと思ひましてお話をさせていただきました。たくさんあるのです。以上。

会長

F委員、お願いします・

F委員

先程、会長が、警察がどの程度協力してくれますかというお言葉から大変不遜なことを考えていたのですが、先程の資料ですが、この組織というか条例が

出来て、地域で組織化が図られ、非常に体制がしっかりしてくると、ややもすると、警察力ということだけでなく、地域で地域の人たちのために一所懸命やれば、犯罪も減るだろうし、逆効果にならないように、ひとつB委員に、あくまでもこれは警察のバックアップ体制といいますか、そういうものだと思います。今までの会議の中で何回も、交番に行ってもいつもいない。OBの人たちを使っての体制整備に努めていますというお話もありましたが、まだまだ交番が空き巣に狙われてしまうのではないかとこの状態が続いているわけで、これが本当に完璧にというか前から私が言っているように、温度差、地域によって相当な温度差が出てくるとは思います。熱心にやると、本当に犯罪の少ない都市づくりができ、望ましい形になると、願っているわけです。是非、ひとつ警察の方の強化ということも忘れないでお願いしたい。それともう一つは、そんなことを考えていたら、その地域の中でいろいろな防犯活動を今、けしかけて地域でやっています。早いところは。こないだ北の方に行ったとき、道路でそういう方にも遭遇いたしました。もし怪我した時の保険的な問題、そういったことも何かで謳っておくなり、或いは、そういう対応策というのはぜひ考えておいていただきたいということをお願いしたいと思います。それから、最初に会長から出ました、一人ひとりの安全で安心な自由に暮らせる権利があるというお話、確かにそうですので、その問題については、当然、基本理念か条例の目的かそのへんに、憲法の前文ではありませんが、ぜひ差し込んでおいていただくのは当然という感じがいたしました。以上です。

会長

はい、G委員。

G委員

今、F委員、またC委員が言われたような、ここに書いてある第3の安全、安

心のまちづくりに向けた今後取り組むべき方策ということで、一番この中ではよろしいと思ったのは、4番目にあります、自主防犯活動というのがありまして、一番重要視されるのではないかと、意識の問題だろうと思っております。前からいっているように自分たちの町は自分で守る、自分の家は自分でちゃんと戸締りをしようじゃないかと、防犯と全く同じように、自動車に鍵を付けておいて、持って行ってくださいという人もいるわけですから、いろいろな面でそういう、自分がそれを全部自分でやるんだと思うようなことで、この4つの問題で一番大切なことは4番目の課題かと思えます。もちろん各種の連帯感とか言われますけれども実際の問題は教育、つまり教育問題で、まあ、先生どうすのだろうということもありますが、学校教育の中で、やっぱりいろいろな面を教えたり、自分のことは自分でやれるように、そのような連帯感が必要ではないかと思っております。お金をかけないと防犯というのはできないと思っております。実際的に、今度、市長が新しくなりましたが、若手ですので、すばらしい防犯意識に燃えた方になるのではないかと、私は期待しております。全然行政やったことがない方ですので、みなさんが育てていく市長であってほしいと思っております。そういうことでいかにそのいいまちを作るというのは、やはりお金をかけて、市民生活を安全にしてもらいたいと思います。以上です。

会長

お金をかけるという点はあとで市長によろしく伝えていただきたい。

H委員

今、自主防犯活動の促進という、これが特にというお話もありましたが、警察も学校もだめなのでこのようになってしまわないかと、結局詰まるところは自分は自分で守らなければいけないのということが、なぜか短絡的に思うようになってしまっているのですが、やはり警察、学校が、守るべきとかそのよう

ものを強調することも必要ではないかという、そのようなものが完全に出来て、その自主防犯活動もそれと同じように一所懸命やるというように歩調を合わせれば、犯罪の無いまちが作れるのではないかというように思います。やっぱり教育だと思います。根本的なものは、小さい時からその犯罪を起こさないというような意識を持たせるという教育をする。宇都宮の教育はこのようなものを基本として教育するべきだということを条例の中に盛り込むとか、そのようなことが必要ではないのかと思います。以上です。

I 委員

具体的な実践法の中、また具体的な活動推進ということで、インターネットを使ってというお話もあったのですが、やはりなかなかそれに触れられない世代というか、私もそうなのですが、やはり、まだまだそういう方が多いと思います。ですので、できましたら、できれば、メディアを通す場合は、とちぎテレビで流していただくとか、条例を制定する中に、消費者問題もそうなのですが、ほとんどの方もオレオレ詐欺を知っており、ですからそういったものがなんとか出せるような情報を提供してくれるようなネットワークのようなものができればと思っております。私たちが今、消費者団体として啓発しているわけですが、実際には、情報は流れているにもかかわらず、まだまだ減らないというのは、そのようなことがあるが、まさか自分のところには来ないということで、確かにそういう意識のなさとかがそのようなところが一番あるので、やっぱり実体験がないとわからない、刺されて痛いと感じないとわからない、私は自分で体験してないとわからないと思います。啓発事業には、実体験ができるようなものを取り入れていただきたい。

また、「防犯に配慮した都市環境づくり」の中に整備に関する支援がありましたが、地域環境をつくっていくために、防犯アドバイザーのように専門的な知

識が生かせるような、相談できる場所をどこかに、市役所や警察署の中に設置して話が聞けるようになればいいと思う。

また、そのアドバイザーに地域を点検していただきたいです。そういった行動を起こしていただきますと自分たちのまちづくりもより良いものになっていくのではないかと思います。

それから、最初にお話がありましたけれども、定義だけで終わりにならず、実践して行動できる条例をぜひとも作っていきたいと思います。

J委員 資料を見ますと、こうした方がいい、ああした方がいいとかいうのが挙がっていて、条例の性格的なものはわかるのですが、事業を実施して、フィードバックして条例がきちんと実行されているのかを評価するというのも盛り込んだ方がいいのではないかと考えております。

会長 条例が実践されている評価システムですね。行政の言葉にある PDCA の C の方ですね。評価システムをきちんと。評価システムが入ってないのではないかと、やはりそういうのはどこに入れていくのか検討していくようにいたしましょうか。やはり大切です。そうでないと安心して何もできません。年度ごとに評価していくというのは今の時代大切かもしれません。誰が誰を評価するというのも難しい問題ですが。

K委員 最初から学校とか家庭教育の教育力の低下ということで、3ページのエの「未成年を取り巻く環境の悪化」のうんぬんという中で、家庭教育、学校家庭の教育力の低下ということで、入れた方がいいのではないかというお話があったのですが、その中で、昨日の新聞に、電車の中で若い男の子が4人ぐらいで

女の子に痴漢行為を行ったということがありました。その中で周りの人が誰も助けてくれなかったということでしたが、そういう中で、やはり地域の中の一般生活の中でそういうことに注意をできるというか教育力という意味で低下していて、全体的なものの低下ということが根底にあるのではないかと思います。実際この要因として、家庭、学校、そして地域社会においてというところで、子ども健全育成する能力が低下していることが背景にあることが考えられるということが、私としては逆に言えばいい評判のいい表現なのかと、私は実は逆に思ったのです。そういう中で、最近まで、学校、家庭、教育力の低下と言えばなんでも通るようなところが逆に危険ではないのかと思っております。そういう中で、今、ヨン様フィーバーとか言ってペ・ヨンジュンにお姉さま方が一所懸命血眼になって怪我をしながらも追いかけていますが、何が理由なのかということで、私もちょっと考えてみました。この前あるテレビで、要するに韓国の文化にはアメリカが入ってないというかそういう意味で、非常に何て言うのですか、礼儀正しくて、非常にやっぱり今こういう時代で、礼儀正しさですとか、そういうものに対して逆に飢えていて、そういう女性がですね、そういうものに反応して追っかけているのではないかと話があり、なるほどとおもいました。やっぱり今そういうもの、今こういう時代になっても、なんだかんだ言いながらも、やはり皆さんそういうものを追いかけているという意味では、本当に基本的なことですか、この自己啓発、意識啓発という意味で、この辺を、もしあれでしたらなんらかの方法、実はまあPTAとしてですね、家庭教育の低下ということを言われながら、自己啓発、まあ家庭教育、保護者の啓発活動というものに関して、常に頭を痛めております。逆にそういうものをやったときに出てきてくれる人はいいです。逆に出てきてくれない人が困るので、そういう中で本当に啓発活動は非常に難しいと思っております。それが主とし

て、何か一つの取組ができれば非常にうれしく、PTA としても、タイアップしてやりたいと思いますので、その辺を、条例の中でよろしくお願ひしたいと思っています。以上です。

L 委員

先程、おっしゃったような評価につきましては、とても大切だと思います。評価した結果においてどんどんこれが悪化していくような状況であれば、何らかの対策が必要になると思うのです。私が気になっていたのは資料2の一番最後の「規制や罰則は現段階では必要ない」という部分なのですが、当初、私も、市民がついてきてくれるような形ということを考えますとこの方がいいと思っていました。しかし、会長のような体験と違って、私の場合は逆の体験ばかりです。例えば、自転車で3列横隊で来た中学生とすれ違う時、譲り合うのではなく、その子ども達に「突っ込んでくんじゃねえ、このやろう。」というような罵声を浴びせられたり、呆れていると、今度は小学生までが、「どけ、邪魔だ」と言って、自転車ですれ違うのです。中心の方に住んでいる人はよく経験しているのではないのでしょうか。しかしながら、そういった子供については、多分、親も先生も、普通の子だとか、むしろいい子だと評価しているのではないか。高校生の方が、制服とか学校の名前が自転車に付いているせいか、ここまでの悪い状況にぶつかることがないんですね。ですから、自転車にシールを貼るとか何らかの、抑止力がないと教育が行き届くまでには時間がかかると思うので、その間に何かなくて大丈夫だろうかと、不安に駆られています。今、ここで具体的なものを取り入れたいというのではないのですが、改善の兆しが見られないような時には、「規制や罰則を取り入れる準備はありますよ。」というところの含みまであった方がいいのではないかとと思う。

会長

マイナス体験は私もしております。どちらかというこの前はプラス体験であったので、あまりにもびっくりしました。印象的だったので、あれが普通だったら紹介しませんから、びっくりしました。あんなことが日本でもあるんだなあと。そのぐらい当たり前のことがびっくりする時代です。

M委員

遅れて申し訳ありませんでした。特別ないいのですが、前回からお話いたしました暴力被害から被害者を守るというNPOの活動をしているのですが、6ページの6番に入ると思うのですが、子どもが親から、あるいは妻が夫から、あるいは元の恋人から、相手の女性がストーーカー行為を受ける、それから最近息子から母親、父親が暴力で命を絶つというような、たくさんの事件が起こっております。これを考える時に、私たちがこの相談を受けるときに、とても怖いんだというようなことで、相談にみえるのです。それで私たちは、警察になんとかしてもらえないかというような相談をかけるのですが、実際何か怪我をしたり傷害が起きないと、なかなか動いてくれないというようなことがあります。やっぱりこれだったら、事件が起きて何か傷害を受けたり殺されたりしなければ動かないということではないかということで、警察の方とはやりあうのですが、やっぱり警察には、抑止効果というものはすごくあると思います。交番のおまわりさんが出てきてくれるとか。そこのお家に何回か出入りしていると、警察が出入りをしているということで、抑止効果を狙えるというのがあります。だからここで言っています効果的かつ活発に活動できるようなネットワークのシステムづくりというところで、ぜひ警察にも踏み込んでいただきたい。そういうものがなにかどこかに盛り込んであればありがたいです。

会長

短い時間ですが、残り15分となりました。そろそろ今日のまとめというも

のが必要となってきましたが、教育の実施で、さっきK委員もおっしゃったように、学校を入れるのはいいか悪いかということは難しいです。確かに日本全体では学校も家庭もそれから市、地域もひとつになってやらなくてははいけない、それは誰もが認めると思います。ただ、よりアクセントをつけるにはどうしたらいいかということを考えれば、学校を外すということはある意味ではいいのかもしれない。方法論としてあるのかもしれない気がします。というのは、私は何年か前に、ドイツの学校の、少年たちのNPO活動の中にこういう活動ですけれども、学校を入れてないそうです。なぜ、学校を入れないのかと聞きましたら、学校は教育に専念するべきところであると。それでしつけとかそういうものは学校ではなくて、地域とか家庭に委ねるべきものであることで、先生たちは少しも出てきません。その代わり、地域でしつけはやるのですが、日本と違う点はソフトではありません。凄くハードですね。つまり、ほとんど警察官立会いのしつけみたいなものです。ちょっと自転車なんかで市民に迷惑かけたりしてしまうと、警察官が、中学生だろうと高校生だろうとしかりをするというですか、権力的に圧力をかけるという。それが地域なり家庭の一つのやり方だというのがどうもドイツ風なようで、日本的にソフトに話し合えばわかるというのはなかったように思います。私の見た感じでは、日本では、違法自転車を自治体、各町の商店街の方が目にあまるということで、前に撤去されているのを、撤去というか交通整理されているのをテレビで見えていたら、おじさんが交通整理して、自転車を置く人は凄く喰ってかかっていますね、「なんだ、お前は。」って。「こっちは、止めちゃだめだよ。」って言っても、「なんだ、お前は。」なんて言って、すごいですよ。それでおまわりさんが出てくると、何も言わず、すっと言うことを聞くのですね。そうなるとう度は地域の方は、圧力をかけるために防犯パトロールの垂れ幕とか黄色いヤッケ

を着て、集団で歩かれると、比較的みんな仕方ないと言うことを聞くのです。集団で行くか、かつ権力的に警察を使うか、じゃないと言うことを聞かない。善良な方は、先程の話ではないですが、電車で囲まれて何かやっても、1人の人が何か言えばどうにもならないというので声をかけないのと同じです。そういうことがありますので非常に難しいのですが、最初に申し上げたのは、安心安全というのは、基本的にそのおじさんも、ジャンパーなどを着用して交通整理して、何か勝手にやっているのではないかと思われたのかも知れません。それにしてもやってはいけないことを、「やってはいけないよ。」と言ったとたんに怒鳴られるというのも変な話で、そのような時に、タスキのようなものを、キャッチフレーズなり、例えば安全は基本的な権利であるという、こういうタスキ、錦の御旗みたいのがぶら下げている、つまり、我々は何も君たちを怒ったりしているのではなくて、基本的な権利を侵害することになるという、そういう権利の主張のため、守るためにやっているということを、やはり前面に打ち出す条例にしてほしいと、私は日頃思っております。先程、どなたかおっしゃっていましたが、安全安心というのは市民の基本的な権利であるということを、きちんと明記した上で、その権利を守るためにすべての施策は行なわれるのだから、スローガンは、安全・安心は基本的な市民の権利であると、そういう大きなスローガンがあって、その元で、一つの御旗の元でみんなが考えれば、好き勝手に安全・安心を考える人も少なくなるでしょうし、自ら基本的権利の意味というのが、時間をかけて確認、確定していくのではないかと。常に憲法は基本的人権が確認確定していくのにも実際長い時間がかかったのと同じことで、そのような大きな目標なりスローガンがあれば、それに向かって少しずつ意識が固まっていく。それがないと、その都度、行政はやっていない、やっているとかという話になって、結局は行政がやる、やらないではなくて、

基本的人権、基本的権利が守られているかどうかの評価の対象になるべきことだと思います。お説教みたいに偉そうにしゃべってしまいました。どなたか、私のおしゃべりに啓発されて、それなら俺も一言、言わなくては収まらないという方、どうぞ。まだ、時間が10分くらいありますので。

D委員

特にこの条例とかに関係なしに、全体としての思いなのですが、B委員にひとつ地域にいるものへのアドバイスになるかどうかわかりませんが、昔から防犯連絡所というものを、警察から委嘱されて地域で頑張っていますが、うちも実は20数年そういうのずっとやっているのですが、ただあれも地域の皆さんにPRされてないのです。されてはいないのですが、うちあたりは私がいなくても、息子がいればいろんな相談がやはりきます。だからあのようなものを、もう少し地域に分かるようにPRしていく必要もあるのかと。警察との連携はとても良くできていますので、そんなことも思います。それからこの条例ができた後の評価というのは、これは絶対この評価システムです。これは絶対必要です。その時に、悪い悪いという評価ばかりではなく、例えばいろんな地域の中で今本当に目覚めた市民たちがと言うのでしょうか、市民活動としていろんな活動で頑張ってきていますよね。私の足元なんかでも、私も含めてと言いたいんですけど、子ども達への声かけも始まっていますし、挨拶も始まっています。防犯パトロールといった名前でも活動も始めていますし、本当にいろんな地域住民が目覚めてと言うのでしょうか、自分たちの足元は自分たちで作ろう、行政は頼りにはならないとは決して言いませんが、そこが協働という形でできれば一番ベターなのかもしれませんが、協働する前に、自分たちで活動を始めている地域もたくさんあるわけです。そういう事例などを、評価をする時点でもいいのですが、もっと市民に見えるところで1年に1回の防犯運動、防犯

活動、そんな活動。そうではなくて、もっとどんどん良くやっている。こんな活動もやっていますよ。という事例の発表会、学芸会じゃないのですが、そんな形でできれば、もっと皆さんが、そうか、そういうこともある。それじゃ俺たちもできるなという、そこにまた自分たちの地域で持っている問題などを持ち寄って話し合いが出来るような、そんなような形がどこかにあるといいと。私はそんなに市民力をばかにしたものではないと、今でも信じていますので、そんなシステムができたらいいと思っています。

A委員

ただいま会長に小さな変化に気付いていただきましたが、小さな変化に気付くと言うのは、子育ての第一歩だと思っております。前回の記録にもありますが、やはり体言葉を理解するということが出発点だと思っております。やはり私は条例を制定する上での配慮事項の具体的な活動の推進、これが本当に気になります。それでこれに触れたいと思います。既存の事業とか、既にある主として行事とかそういうことの活用も考えてみたらどうでしょうか。より良くしていくことで、家庭が一つになるかと思えます。家庭教育、親子の慎ましい会話、こういったものを推進するのも「家庭の日」と考えます。それから先程お話があった、防犯関係役員の方々の、年1回ではないそういう既存、それからまだあります。掲示物表示、そういうものが分かりやすく、しかも、ただ貼っているだけではなく、評価に繋がるような、常にポスター等はどこでも貼ってあります。しかし、いたずらされても見向きもされない。そういうような状況がもしあるとしたら、そんな掲示物とか標語とかいうポスターなどの活用を、今後よりこの視点から深めていったらどうかなと思っております。それから、最後になりますが、情報の供給という点では、知的、多面での障害、肢体不自由、それから視覚聴覚者などから、隣近所向こう三軒両隣などのお話をいただ

いていますが、その円滑化を願っております。活動推進の教育の中で配慮事項として当然入るかと思いますが、ちょっと今日は前回に比べてお話し過ぎた感がありますが、つまりお話ししたいのは、具体的な活動の推進が気になります。今日しか実際お話できないのではないかと感じておりましたので、申し訳ありません。今日は何度も何度もお話をする機会をいただいて申し訳ありません。以上です。

C委員

やはり家庭教育は当然であります。地域の教育力というよりは地域の取組ということになるとは思いますが、学校というのは学術とか学問的な教育だけではなくて、より豊かな人間性を育む教育、これは、最も重要な教育だと思っておりますので、先程から皆様方から出ていますような、教育の実施の中に学校という表現を入れていただきたいと思えます。その方が効果は必ず高まると思えますし、低まることはないと思っておりますのでよろしくお願ひします。

会長

他にご発言がないようでしたら、今日はこれで終わりにしたいと思います。事務局から何かありますか。

課長

私どもはこれから、皆様方からいただいた、条例に盛り込むべき事項、あるいは現時点での提言書の案でございますが、これを踏まえまして条例をつくるための作業を進めていきたいと思えます。その中で皆様方からいただいた本日の意見の中で、具体的に条例の中に盛り込む事項として、現時点で難しのではないかと庁内の検討組織の中で議論をしているものがあります。一番難しいと思われるのは、A委員から出た障害者の関係、具体的な施策をここに入れるのが少し難しいかと。と言いますのも、なぜ障害者をあえて議論するか。「宇都

宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」というのも先進都市並にやっておりますし、具体的な計画を実施しております。当たり前のようにやっているのがノーマライゼーションの世界であるという理念の元にやっております。

障害者の方についての具体的な施策、これはその条例を踏まえて、例えば情報の伝達については、目の見えない方、お話が出来ない方、具体的にやる時には、正しく使う情報の伝達は、どういうやり方がいいかということ、配慮しながらやっているということです。ですから、具体的な施策を実施してく上での配慮としては当然やっていくべきことで、宇都宮市は取り組んでいます。ですから、そういうことを逆に入れることによって、宇都宮市は障害者施策が遅れていると、逆の意味での指摘もありますので、これは庁内でも議論してきたことでございます。再度また庁内での議論をいたしますが、そのような視点もあることもご理解していただければと思います。もう一点は、少し難しいと思ったのは、評価の項目を条例の中に入れるということです。今回制定しようとしている条例の性格は基本理念的なもの、或いは、コミュニティ型ということで、皆様方からご了解いただいているのですが、どちらかという、直接的な、具体的な事業に踏み込んだ内容の施策を並べるというような条例ではなく、担当の者が冒頭でお話しましたように、この条例を受けまして、この条例が、絵にかいた餅にならないように、この条例を具体化するための推進計画のようなものを作るように進めていきたいと考えております。施策、計画を作りますと、その中に評価のあり方や、推進体制などを含めて、盛り込むのが普通ですので、若干皆様の意に沿わないようなところもあると思いますが、その中では、評価の項目を盛り込んでいきたいと思っております。また、今日の懇談会提言案の中に、「はじめに」と「おわりに」が、空欄になっております。人権に関する問題や個人の問題、また、会長さんから出ました問題、これらは、できれ

ば今の時点では「はじめに」というところに表現するか、或いは、条例の中の基本理念のところに入れ込んでどうかと考えております。また、高齢者や障害者の問題、評価の問題につきましては、「おわりに」のところ盛り込んでどうかと考えております。この条例の実行性を担保するための、推進計画の策定や、評価の項目も「はじめに」とか「おわりに」のところ盛り込んでいってどうかと考えております。条例に反映していけない部分に関してはできるだけそういうところで反映していければと思っております。懇談会の委員の皆様から条例ができあがった時に、できるだけ皆様の意見を、次のステップの中で反映していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

会長

とはいえですね、障害者の問題は、A委員は譲れないところですので、そういったところにつきましては意見を記入するの紙がございますので、是非、意見を出してください。それから評価の問題は多くの人から出てきて、今まで考えられている行政評価のやり方而言えれば難しいと思いますが、評価の仕方方法もさまざまございますので、それも私を含めて評価は非常に大切だということですので、やり方を考えれば不可能なことではないと思っております。すぐに、「そうですか。」ということにはいきませんので、是非、次回までによりしくお願いしたいと思います。

事務局

次回の日程について説明

会長

それでは、次回もよろしくお願いいたします。

閉会

(午後4時09分)